

社会福祉法人七戸町社会福祉協議会訪問介護及び第1号訪問介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、介護保険関係法令に基づき開設する事業所「社会福祉法人七戸町社会福祉協議会」（以下「事業所」という。）について定めるものとする。この事業所が行う指定訪問介護及び第1号訪問介護の事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助又は支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問介護における運営の方針は、厚生労働大臣が定める基準による基本取扱方針及び具体的取扱方針に基づくものとする。

2 第1号訪問介護における運営の方針は、厚生労働大臣が定める基準による基本取扱方針及び具体的取扱方針に基づくものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次の各号のとおりとする。

- 1) 名称 社会福祉法人七戸町社会福祉協議会
- 2) 所在地 青森県上北郡七戸町字立野頭139番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次の各号のとおりとする。

- 1) 管理者 1名

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、この事業所の従事者に対し、指定訪問介護及び第1号訪問介護の実施に当たり、法令等において規定されている事項を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- 2) サービス提供責任者 3名

サービス提供責任者は、訪問介護計画及び第1号訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、指定訪問介護及び第1号訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うとともに、自らも指定訪問介護及び第1号訪問介護の提供に当たる。

- 3) 訪問介護員 7名

訪問介護員は、訪問介護計画及び第1号訪問介護計画に基づき指定訪問介護及び第1号訪問介護の提供に当たる。

- 4) 事務職員 1名

事務職員は、指定訪問介護及び第1号訪問介護の実施に当って必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 この事業所の営業日及び営業時間は、次の各号のとおりとする。

- 1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月2日までを除く。

2) 営業時間 午前7時から午後7時までとする。ただし、24時間電話等により常時受付、状況によっては指定訪問介護及び第1号訪問介護の提供が可能な体制とする。

(指定訪問介護及び第1号訪問介護の内容)

第6条 この事業所が行う指定訪問介護の内容は、次の各号のとおりとする。

- 1) 身体介護

- 2) 生活援助

- 3) 通院等のための乗車又は降車の介助

- 4) 相談、助言

2 この事業所が行う第1号訪問介護の内容は、次の各号のとおりとする。

- 1) 身体介護

- 2) 生活援助

- 3) 相談、助言

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問介護及び第1号訪問介護を提供した場合の利用料の額は、指定訪問介護にあっては厚生労働大臣、第1号訪問介護にあっては七戸町長が定める額によるものとし、当該指定訪問介護及び第1号訪

問介護が法定受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 第6条第1項第1号（利用者の輸送を実施し、第3項の利用料を徴収する場合を除く。）、同条第1項第2号及び同条第1項第4号に定める指定訪問介護及び第6条第2項各号に定め第1号訪問介護を第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、契約者からその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、第8条に定める地域とそれ以外の地域との境界から訪問先を経由して境界に入るまでの距離（端数切捨）に、37円を乗じた額を徴収する。
- 3 第6条第1項第1項及び同条第1項第3号に定める指定訪問介護により、利用者の輸送を実施した場合は、第1項に定める利用料のほかに、会長が別に定める輸送の対価を徴収する。
- 4 第2項及び第3項に定める費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、契約者に対してその額等に関して説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 第1項に定める利用料の額に、中山間地域等に居住する者にサービス提供した場合の加算を加算するときは、第2項に定める実費を徴収しないものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、青森県上北郡七戸町全域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 指定訪問介護及び第1号訪問介護の提供に当たる従業者は、現に指定訪問介護及び第1号訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第10条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（運営に関する重要事項）

第11条 指定訪問介護及び第1号訪問介護の提供に当たる従業者の資質の向上のために、次の各号のとおり研修の機会を設けるものとする。

- 1) 採用時研修 採用後1月以内
 - 2) 繼続研修 年1回以上
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

（雑則）

第12条 この規程に定める事項のほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程の施行により、平成17年4月1日制定の社会福祉法人七戸町社会福祉協議会訪問介護事業運営規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。